

株式取得資金利用スキーム

○利用条件

利用可	<ul style="list-style-type: none">・事業承継のための資金・販路拡大のために、他の業種の業者を買収するための資金・業務提携のために同業者の株式を購入するための資金等
利用不可	<ul style="list-style-type: none">・転売目的で株式を購入するための資金・株式取得によって事業承継や企業活動の安定、拡大に寄与しない資金

○注意事項

- 小規模企業経営改善資金・中小企業振興資金のみ利用可
- 運転資金・設備資金は問わない
- 運転資金・設備資金問わず、1企業あたり1貸出まで利用可
- 下記スキームのとおり、**斡旋申込前に市の事前認定が必要**

○スキーム

